

暮らしの ニュース

No. 213

発行／鎌倉市共創計画部市民相談課
電話 0467-23-3000 内線 2359

鎌倉市消費生活センター
電話 0467-24-0077(直通)

2018.9 発行

「成年後見制度の利用」 ～判断能力が低下しても 尊厳をもって生きていくために～



公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポートかながわ
司法書士 松井 弘子

- | | |
|------------------|---------------------------|
| 1. はじめに | 4. 手続きの流れ |
| 2. 成年後見制度利用のきっかけ | (1) 制度利用の始まり
～後見等開始申立て |
| 〈事例1〉 | (2) 後見等の開始の審判 |
| 〈事例2〉 | (3) 誰が後見人になるか |
| 〈事例3〉 | |
| 3. 成年後見制度の概要と考え方 | 5. 後見人の役割 |
| | 6. 今後の後見制度のありかた |

1. はじめに

「先生、私が私でなくなった時は、夫と私のこと、お願ひしますね・・・」

数年前に認知症の夫の後見人となる手続きをして差し上げた女性からの久しうりの電話でした。長年の夫の介護で疲れ、年齢を重ねて自分自身も物忘れが目立ってきて、この先の不安を抱えた老々介護は限界に達しているのがよくわかりました。高齢社会白書（内閣府）によれば、2012（平成24）年時点での認知症高齢者の数は、全国で462万人とされ、その数は年々増え続け、2025年には700万人を超えるとの推計が出ています。現在、認知症の進行が引き起こす高齢者のトラブルは社会問題化しています。生活ルールが守れなくなることによるゴミ屋敷化、徘徊や行方不明、最近では高速道路の逆走やブレーキとアクセルの踏み間違いによる交通事故も多発しています。

また、判断能力の低下は本人の財産にも大きな不利益をもたらしています。架空請求などの被害はもちろん、判断力の低下ゆえに不利益な契約を結んだり、悪質商法被害にあうなど、認知症高齢者が財産的な侵害を受ける事例はあとを絶ちません。全国の消費生活センターに寄せられる相談をみても、65歳以上の人に関するトラブルの相談は高水準にあります。近時、消費者関連法の分野においてこうした判断力の低下した高齢者被害に対応するため、消費者契約法や特定商取引法

などの改正がなされてきましたが、法的な整備はまだまだ十分であるとは言えないのが現状です。

そのような中、判断能力が不十分なことを原因として、財産侵害を受けたり人としての尊厳が失われることのないよう、本人を法的に支援するためのひとつの仕組みとして用意されているのが『成年後見制度』です。最近はマスコミでもよく取り上げられるようになった『成年後見制度』とは一体どのようなものか、ご紹介します。なお成年後見制度には、すでに判断力が低下した人が利用する「法定後見制度」と、将来判断力が低下した時に備えてあらかじめ準備をしておく「任意後見制度」の2つがありますが、ここでは前者の「法定後見制度」についてのみ触れることにします。

2. 成年後見制度利用のきっかけ

現在、成年後見制度を利用している人の累計は全国で約21万人とされています。この数字は先にご紹介した認知症高齢者数のわずか5%程度に過ぎません。つまり認知症になったからといって、誰しもが成年後見制度の利用を開始するわけではなく、何か必要があるから利用をするのが現状のようです。ここに制度の利用を考えるきっかけとなった典型的な事例を3つご紹介します。多くの方は、これらの問題に直面した時、初めて制度利用を考えることになります。

<事例1>

認知症の母親A（80歳代）の介護が困難になった娘が、母親を有料老人ホームに入居させることを決めた。入居一時金の500万円に充てるため母の定期預金を解約しようとしたら、銀行の窓口でA自身が来ないと解約できないと言わされた。

図1は最高裁判所の統計データです。「主な申立ての動機別件数」の中で最も多いのが「預貯金等の管理・解約」で29,477件もあり、年間申立件数約35,000件の8割以上を占めています。

<事例1>は、高齢者自身に何らかの大きな金銭的需要が生じたが、金融機関窓口において本人確認を理由に解約等を拒否され行き詰った場合の一例です。

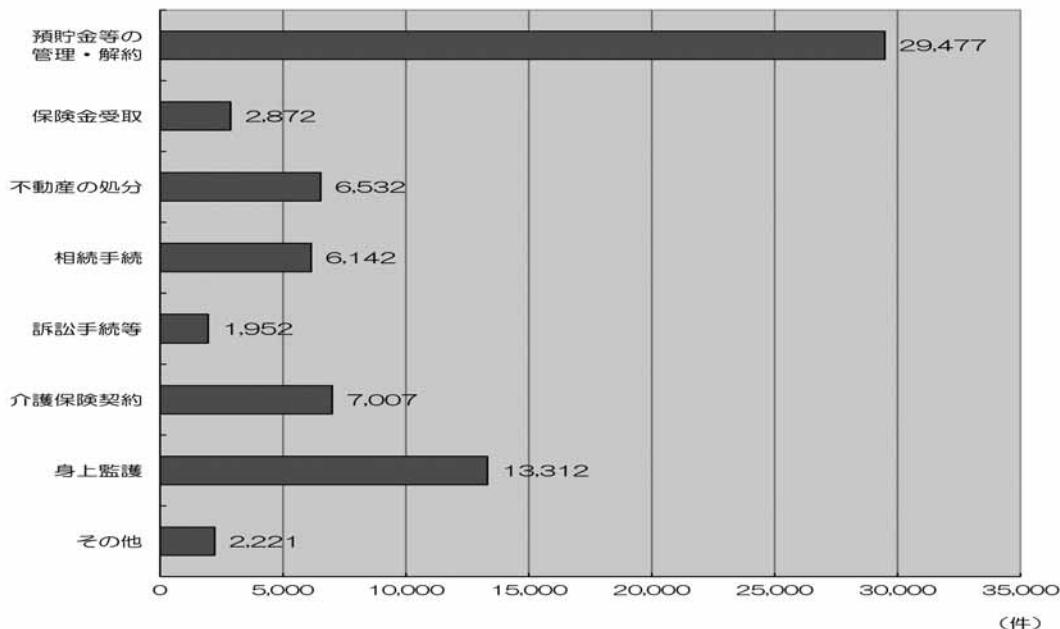
最近は、本人が預金の生体認証機能を利用していたため、家族では一切払い戻しができなくなってしまったという相談も増えています。

<事例2>

遠方で一人暮らしをしている伯父Bが心配な状況である旨、民生委員から電話連絡を受けて急いでBの家を訪ねた。Bは認知症がかなり進行していて、食事もまともに取らず、風呂にも入らずゴミだらけの劣悪環境の中で過ごしていることがわかった。

<事例2>は、預貯金等の管理はもちろんのこと、生活そのものが十分にできなくなり、身上監護の必要性から利用に至ったというものです。図1をみると、「身上監護」は13,312件に及んでいます。

図1 主な申立ての動機別件数



<事例3>

地域包括支援センター職員が一人暮らしで判断力の低下した高齢者Cを訪問したところ、自宅の中から山積みになった未開封の健康食品や真新しい羽毛布団が何組も積み上げられていた。訪問や電話によって商品の勧誘を受け、次々に購入したらしい。

<事例3>の消費者被害については、直接の申立てのきっかけとしての割合は高くありませんが、金銭的被害としては大変深刻です。高齢者は家にいることが多く、まとまったお金を持っている人も多く、

いので、一般的に悪質商法のターゲットになりやすいのですが、さらに認知症高齢者になると、本人に騙されたなどの認識が低いため被害が顕在化しにくく、周囲が気づいた時には大きな被害になって、手遅れになる場合が多いといえます。契約時点の判断能力を後から立証することは難しく、また認知症高齢者の場合、本人が契約時のこと覚えていないことも多いため、事後的に裁判等での法的解決を図るのは困難なケースが多いので、消費者被害への事前の備えという意味でも、成年後見制度の利用は十分に検討の余地があると思います。

図2 成年後見制度の概要

	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など(注1)		
成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)の同意が必要な行為	(注2)	民法13条1項所定の行為(注3)(注4)(注5)	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(民法13条1項所定の行為の一部)(注1)(注3)(注5)
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為(注2)	同上(注3)(注4)(注5)	同上(注3)(注5)
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(注1)	同左(注1)
制度を利用した場合の資格などの制限	医師、税理士等の資格や会社役員、公務員等の地位を失うなど(注6)	医師、税理士等の資格や会社役員、公務員等の地位を失うなど	

(注1) 本人以外の者の申立てにより、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。

(注2) 成年後見人が契約等の法律行為(日常生活に関する行為を除きます。)をした場合には、仮に成年後見人の同意があったとしても、後で取り消すことができます。

(注3) 民法13条1項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。

(注4) 家庭裁判所の審判により、民法13条1項所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲とすることができます。

(注5) 日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

(注6) 公職選挙法の改正により、選挙権の制限はなくなりました。

3. 成年後見制度の概要と考え方

では「成年後見」とはどんな制度なのでしょうか。図2のように成年後見制度は、認知症や精神障害などにより判断能力が低下した人（以下「本人」と呼ぶ）について、家庭裁判所の審判によって選任された成年後見人等が、財産管理や身上監護などの面から本人の権利を守り、支援する制度です。

本人の判断能力の程度により、後見・保佐・補助の3つの類型（要保護性が高いのは後見類型）に分けられ、本人の能力に応じた支援ができるようにします。選任された後見人等は与えられた代理権などを駆使して、本人の財産を守り、きちんとした生活が送れるよう支援をしていきます。また、本人が単独で行った一定の契約について取消権を行使することにより、不利益な契約などを白紙に戻すこともできます。

ここで大事なことは、『成年後見制度は、本人のための制度』であるということです。つまり代理権や取消権を後見人等の考え方や価値観のみによって行使してはならず、可能な限り本人の残存能力

を生かして、本人の意向に沿うよう支援していかなくてはなりません。制度の主役は、あくまでも本人だからです。

4. 手続きの流れ

次に制度利用のための具体的な手続きについて簡単に見てみましょう。

（1）制度利用の始まり～

後見等開始の申立て

後見制度は家庭裁判所に申立てをすることによって開始します。申立てができるのは、本人を含む四親等内の親族などに限られます。最近では親族と疎遠な人も多いため申立人としての協力が得られないケースが増えていて、必要があれば市町村長が申立人になることができるようになっています（首長申立て）。首長申立てができるようになった2000年当時は、その割合は1%にも満たなかったのが、現在は20%にまで増加しました。身近に親族がいなかったり疎遠にしている高齢者の方々が多くなったことの現れです。なお、裁判所への申立てに要する費用は原則として申立人負担とされていますが、裁判所の審判により本人の負担となることもあります。

（2）後見等の開始の審判

申立てがなされると、家庭裁判所は提出された診断書や申立書に書かれた本人の財産・生活の状況などをもとに手続きを進めます。そして申立てからおおむね1～2か月以内に、必要と認められた場



合には「後見等開始の審判」をし、あわせて誰を後見人等とするかを定めます。その後2週間の不服申立期間を経て後見が開始することになります。

(3) 誰が後見人になるか

おそらく、制度利用を考えている人にとって一番の関心事は「誰が後見人になるか」ではないでしょうか。なぜなら選任された後見人は、この先本人の財産に大きな影響を及ぼし、多くの場合本人が亡くなるまで長期にわたり関与していくことになる人だからです。

しかし後見人の選任権限は、家庭裁判

所の裁判官にしかありません。親族が「私を後見人に選任してほしい」として申立をすることはできますが、事案の内容によっては必ずしも希望通りの結果になるとは限らないのです。例えば、本人の財産管理について子供たちの間で紛争が生じているケースなどにおいては、子のひとりを候補者として申立てても、弁護士や司法書士などの専門職が選任されることが多く、また本人の所有する財産が高額であったり賃貸不動産を多数所有しているなど財産管理が複雑多岐にわたるケースなども同様です。

図3 成年後見人等と本人との関係別件数

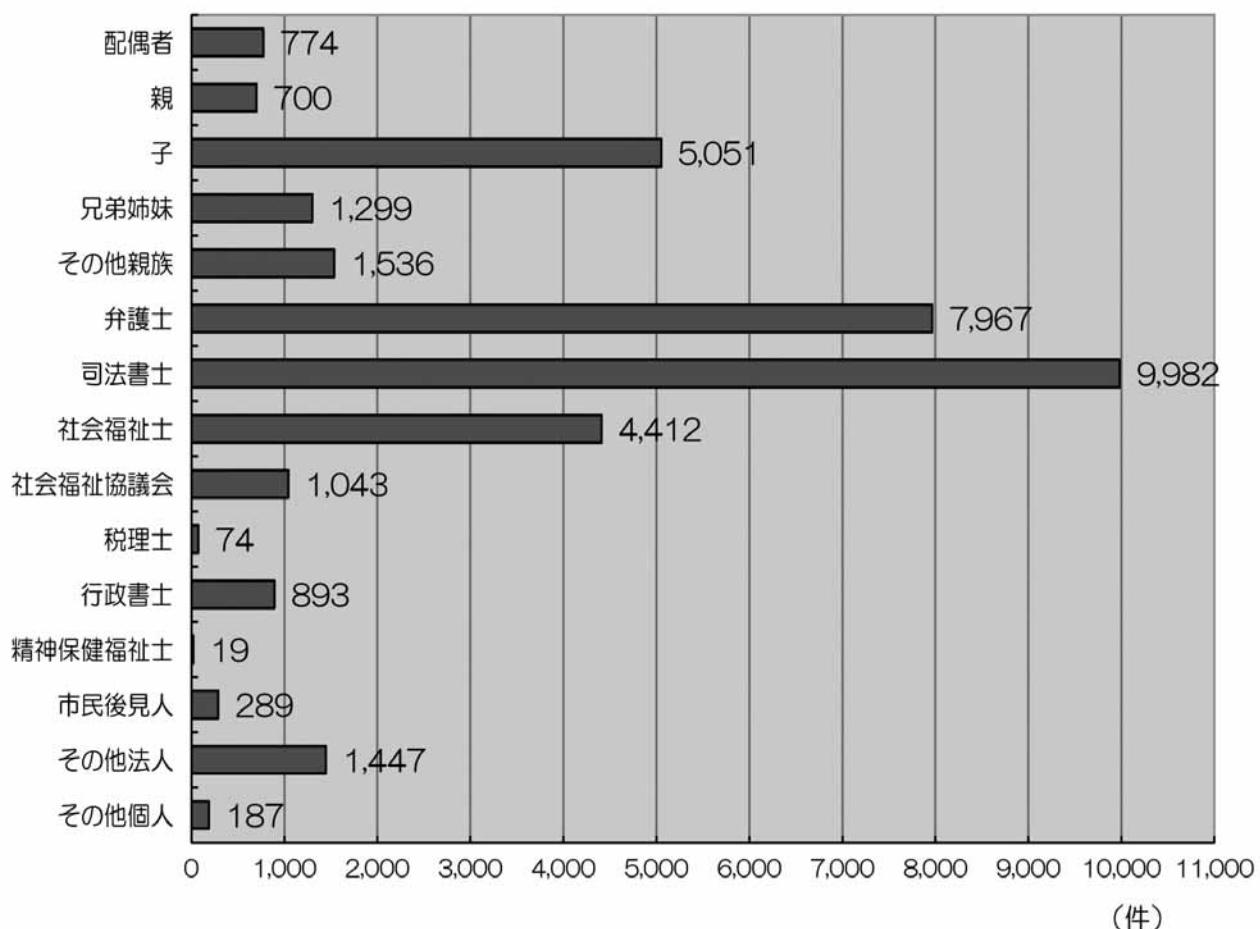


図3の「成年後見人等と本人との関係別件数」によれば、制度発足時は親族（子や配偶者など）の選任が約9割でしたが、その後、次第に弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職が選任されるケースが増え、2017年には親族26%に対し専門職が選任されるケースが74%になっています。なお、「誰を後見人にするか」に対しては不服申立てができません。また親族を後見人候補者として申立てたのに、専門職が選ばれそうになったからなど、人の選任のみを理由とした申立ての取下げも、原則として認められません。

5. 後見人の役割

先にも述べた通り後見が開始すると、後見人は本人の法定代理人として本人のために財産管理や身上監護などを行っていくことになります。多くの場合は預金通帳などを預かり、本人の生活がきちんとみなされるよう金銭管理や見守りをします。なお預金等は他人の財産を預かっているという認識のもとに、自分の財産とはきちんと分けて管理する必要があります。また財産の贈与や、相続税対策など必ずしも本人のためになるとはいえない代理行為は、原則として行うことはできません。

その他、行政上の各種届出、あるいは遺産分割や不動産売却などの法律行為をすることもあります。また、必要に応じて本人の施設入所契約や介護サービスの

契約もしますが、後見人等は自ら事実上の介護をする必要はなく、それをコーディネートするのが役割です。

＜事例1＞の場合は、後見人となった者が金融機関に届け出ることで定期預金の解約は問題なくできるようになりますし、有料老人ホームの入所契約も後見人が代理人として締結することになります。

＜事例2＞の場合は、後見人ひとりでは簡単には解決できません。しかしながら後見人は関係者と連携をとりながら、介護契約を結んだり家のごみの廃棄業者を手配するなどして、その調整推進役として本人の生活がきちんとみなされるよう支援をしていくことになります。

＜事例3＞の本人が悪質商法被害にあっている場合は、相手方業者に今後一切の取引をしないよう申入れたり、取消権を行使して被害回復を図れる可能性があります。ただし「本人は被害者なんだから」という後見人等の考え方や価値観のみによって取消権を行使することには慎重であるべきかもしれません。当該健康食品の購入について本人が何か特別の思いはなかったのか、また取消権行使することによる本人の気持ちへの影響などをよく見極め、場合によっては被害回復をあきらめるということも選択肢の一つとして考える必要があると思います。なお、後見開始の審判前に行った契約などの取引については取消権の行使はできないので注意が必要です。

6. 今後の後見制度のありかた

人は、たとえ物事の区別がつかなくなってしまっても自己の権利や財産は守られなければならないし、尊厳が損なわれることのないよう生きていくべきで、その意味では後見制度は今まで以上に活用されることが望ましいと考えます。認知症高齢者の増加により、今後ますます後見制度を必要とする人が増え、そのためには今以上に多くの支援者が必要になります。

民法858条は「成年後見人は本人の意思を尊重し、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない」として後見人の行動指針ともいえる義務を定めています。先にみたように最近では専門職が後見人に選任される割合が増えていますが、多くの場合、専門職は後見人に選任されて初めて高齢者本人と出会うこ

とになるわけですから、本人のこれまでの生き方や考え方の上に築かれる本人の意思を理解することは容易ではありません。一方、これまでの本人の生活歴を知り、長い間本人に寄り添ってきた親族であれば、本人のことを容易に理解でき、きめ細かな配慮もできるわけで、そういう意味からも身近な親族こそが後見人として本人を支えていくのが制度の本来の姿なのではないかと思います。

2016年に成立した「成年後見制度利用促進法」とそれに基づき策定された「成年後見制度利用促進基本計画」では、後見人の供給源として親族を挙げ、その育成・支援を今後の課題としています。成年後見制度が今以上に身近な制度となり、一人でも多くの高齢者が最期まで尊厳をもって生きていくことのできる世の中になることを願ってやみません。

高齢者の消費者被害についての相談

■鎌倉市消費生活センター 0467-24-0077

成年後見制度についての相談

■（公社）成年後見センター・リーガルサポートかながわ

松井 弘子

神奈川県司法書士会 会員

（公社）成年後見センター・リーガルサポートかながわ所属

適格消費者団体 特定非営利活動法人消費者支援かながわ 理事

鎌倉市消費生活委員会 委員